

志賀町道の駅とぎ海街道周辺再整備事業
基本協定書（案）

令和8年 月
志賀町

志賀町道の駅とぎ海街道周辺再整備事業基本協定書（案）

志賀町道の駅とぎ海街道周辺再整備事業（以下「本事業」という。）に関して、志賀町（以下「甲」という。）と、●●（以下「乙」という。）の代表企業である●●（以下「代表企業」という。）は、以下のとおり合意し、本基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

本協定は、この事業に関し、乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、応募書類において整備対象とされた施設及びその附帯設備（以下「この施設」という。）を設計する業務、建築本体（建築物・建築設備等）を建設する業務、工事を監理する業務、この施設を維持管理・運営する業務及びそれらに付随関連する事項に関し、乙の設立するこの事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲との間の事業契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（当事者の義務）

- 1 甲及び乙は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 乙は、事業契約の締結のための協議において、この事業の公募手続における甲及びPFI事業者審査委員会の要望事項及び指摘事項を尊重するものとする。

第3条（事業予定者の設立）

- 1 乙は、この協定締結後速やかに、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として事業予定者を志賀町内に設立し、その商業登記履歴事項証明書及び現行定款の写し（原本証明を付したものに限る。）を甲に提出するものとする。
- 2 乙は、事業予定者の本店所在地が変更される場合、事業予定者をして、甲に対し、事前に通知させるものとする。ただし、乙は、事業予定者をして、事業予定者の本店所在地を志賀町外に移転させないものとし、かかる本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しないものとする。
- 3 事業予定者の株式は譲渡制限株式の1種類とし、乙は、事業予定者の定款に会社法第107条第2項第1号に定める事項を規定し、これを甲の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないものとする。
- 4 事業予定者の設立に当たり、代表企業は必ず出資するものとし、かつ、代表企業は、事業予定者の株主中で最大の出資額で出資するものとする。
- 5 代表企業は、この事業の終了に至るまで、その事業予定者における議決権保有割合の合計が事業予定者の議決権総数の50パーセントを超過するように維持するものとし、乙以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により事業予定者への資本参加を認める場合には、甲の事前の承諾を得るものとする。
- 6 事業予定者は定款等により、本事業以外の事業を行えないことを明確にする。

第4条（株式の譲渡等）

乙は、この事業の終了に至るまで、甲の事前の承諾がある場合を除き、その保有する事業予定者の株式を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしないものとする。

第5条（業務の委託、請負）

- 1 乙は、事業予定者として、設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務、運営業務をそれぞれ担当する各当事者に対して、各業務をそれぞれ請負わせ又は業務委託をさせるものとする。
- 2 乙は、事業契約の成立後速やかに、前項の定めるところに従って請負又は業務委託を受けた各当事者と事業予定者との間で、それぞれ請負契約、業務委託契約又はこれらに代わ

る覚書等を締結させるものとし、締結後速やかに、その契約書等の写しを甲に提出するものとする。

- 3 第1項の定めるところに従って請負又は業務委託を受けた各当事者は、それぞれ委託を受け又は請け負った各業務を誠実に遂行するものとする。
- 4 第1項の定めるところに従って請負又は業務委託を受けた各当事者が、当該当事者が委託を受け又は請け負った各業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、甲は、乙に対し、当該第三者の照合、所在地その他甲が求める事項を甲に通知させることができる。

第6条（事業契約）

- 1 甲及び乙は、この協定締結後、志賀町議会への事業契約に係る議案提出日までに、甲と事業予定者間での事業契約の仮契約を締結せしめるものとする。
- 2 前項に規定する仮契約は国の交付金の交付決定後に締結するものとし、当該交付金の不交付が決定した場合は契約を締結しない。また、次年度以降の交付金の不交付や、当該交付金の額が減額若しくは増額された場合において、事業計画の見直しが必要となる場合は甲乙協議の上定めるものとする。
- 3 第1項に規定する仮契約は、事業契約の締結について志賀町議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、事業契約に係る本契約の成立前に、乙が次の各号所定のいずれかの事由（以下「デフォルト事由」という。）に該当するとき、甲は、事業契約に関し、仮契約を締結せず又は本契約を成立させないことができる。この場合において、デフォルト事由が本事業の公募手続に関するものであるときは、乙は、甲の請求に基づき、本事業の施設整備費並びにこれに係る消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負担するものとする。
 - (1) 公正取引委員会が、構成企業に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (2) 公正取引委員会が、構成企業に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (3) 構成企業が、独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 構成企業（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
 - (5) その他、事由のいかんを問わず、甲の指名停止措置を受けたとき。
- 7 デフォルト事由により甲が被った損害のうち、前項に規定する違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げない。
- 8 甲及び乙は、事業契約成立後も、この事業の遂行のために協力するものとする。

第7条（準備行為）

- 1 事業契約成立前であっても、乙は、自己の責任及び費用でこの事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

- 2 乙は、事業契約成立後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を事業予定者に承継させるものとする。

第8条（事業契約の不調）

事由のいかんを問わず事業契約が締結に至らなかった場合には、この協定に別段の定めがない限り、既に甲及び乙がこの事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

第9条（有効期間）

- 1 この協定の有効期間は、この協定が締結された日を始期とし、事業契約が終了した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。
- 2 事業契約が締結に至らなかったときは、前項の定めにかかわらず、事業契約の締結不調が確定した日をもってこの協定は終了するものとする。ただし、この協定の終了後も、前条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

第10条（救済措置）

- 1 前条第1項の定めにかかわらず、事業契約成立後に、乙のいずれかがこの事業の公募手続に関するデフォルト事由に該当する場合、甲は、代表企業に書面で通知することにより、この協定を解除することができる。この場合において、前条第2項ただし書きの規定は適用しない。
- 2 前項の場合において、甲が別途請求したときは、乙は、この事業の施設整備費並びにこれに係る消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を負担するものとする。
- 3 デフォルト事由により甲が被った損害のうち、前項に規定する違約金により回復されないものがある場合には、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げない。
- 4 事業契約の定めるところにより事業予定者が違約金の支払を行ったときは、甲は、乙に対し、第2項の規定による違約金の支払いを乙に対し請求することができない。
- 5 事業契約の定めるところに従って事業予定者が甲の損害の一切を賠償した場合は、甲は乙に対し、第3項の規定による損害賠償を乙に対し請求できない。

第11条（秘密保持等）

- 1 甲及び乙は、この協定又はこの事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、この協定の履行又はこの事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならない。
- 2 甲及び乙は、この協定に別段の定めがある場合を除いては、この協定又はこの事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 3 次の各号に掲げる情報は、前項に規定する秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 甲及び乙がこの協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 4 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定にかかわらず、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開

示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 甲と乙の情報についての守秘義務契約を締結した甲のアドバイザーに開示する場合
 - (5) 事業契約の資金調達のために金融機関等へ開示する場合
- 5 甲は、前各項の定めにかかわらず、この事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 6 乙は、この事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令その他甲の定める諸規定を遵守するものとする。

第12条（管轄裁判所）

甲及び乙は、この協定に関して生じた当事者間の紛争について、金沢地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

第13条（誠実協議）

この協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して定めるものとする。

（以下余白）

この協定の証として、この協定書を2通作成し、甲及び代表企業がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 志賀町
所在地
代表者名 印

(乙) グループ名
商号又は名称
所在地
代表者名 印